

市の取り扱う広報等の掲載基準

1. 基本原則

市民生活に必要不可欠な市政情報、緊急性を要するセーフティーネットの情報のほか、泉南市のさまざまな潜在魅力の情報の発信を通じて、泉南市に住み続けたいと思える「安心感」や、泉南市の新たな魅力の「発見」、泉南市の将来への「希望」を市民が感じられる内容を中心に、次に掲げる項目に沿って掲載する。

2. 掲載優先順位

(1) 市政情報、市の主催事業

(2) 市が共催する事業（市が主催者の一員として企画や運営に参加し、経費の一部負担や責任の一部を分担しているものに限る）

(3) 指定管理事業

(4) 国・都の官公庁等行政機関からのお知らせ

- ・ 制度のお知らせ
- ・ 催し等のお知らせ
- ・ 上記以外の市民生活に重要なお知らせ

(5) その他市内の団体等依頼のあった情報（但し、担当部署が一次的に掲載の必要性

を判断し必要と認められる場合に限って、担当部署から広報担当部局へ掲載を依頼する)

(6) その他、公益性が高く、市が掲載することを適当と認めた記事

(7) 上記以外の広報担当部長が必要と認めた記事

3. 市主催（共催を含む）以外のお知らせ記事に係る留意事項

(1) 掲載は掲載基準により行なうが、掲載しなければならない情報量によっては全てを掲載できない場合がある。

(2) 各種団体等からの掲載依頼は、当該団体を所管する課により内容確認を行なった上で、所定の広報掲載依頼にて提出すること。

4. 掲載を行わない記事

(1) 宗教的行事（国・府・市の文化財等に指定もしくは登録されたもののほか、地域資源として根づいているものを除く。）

(2) 営利を目的とする内容（有料広告やその他市長が必要と認めたものを除く。）

(3) 委託事業等（指定管理を含む。）で、広報活動もあわせて委託している場合

(4) 広報せんなんに挟み込んで配布するチラシ等と内容が同じもの（重複掲載はしていません。発行号が異なる場合も同様です。）

令和5年3月7日策定